

公の施設(指定管理者施設)のあり方の見直しについて

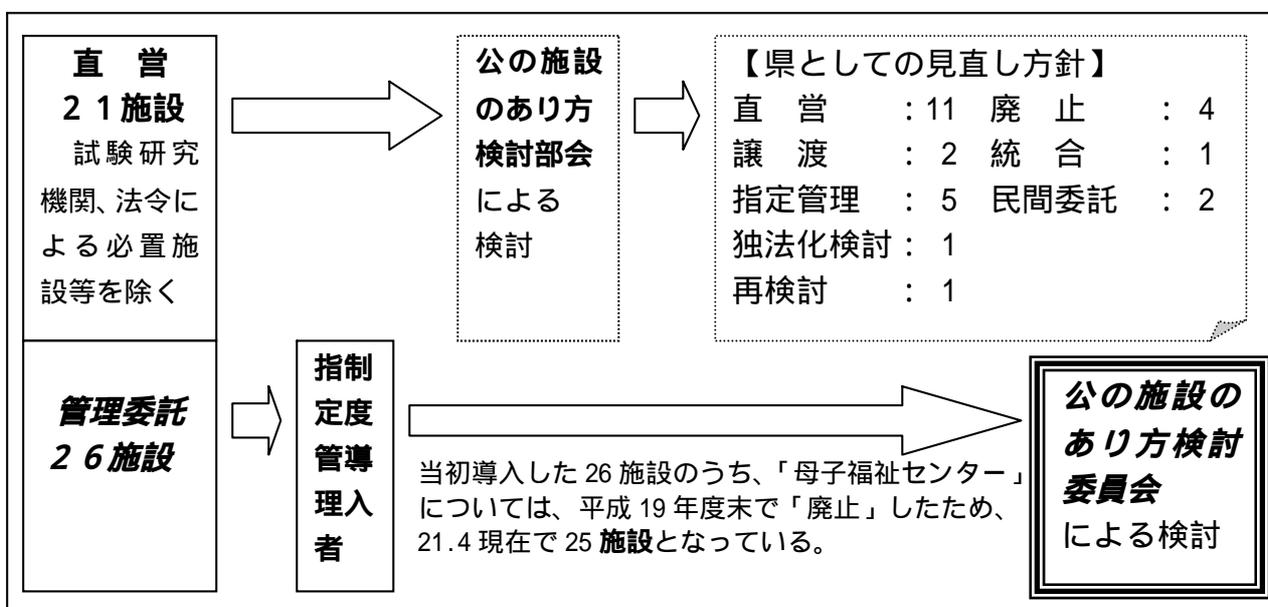
1 見直しの趣旨(これまでの取り組みと今後の課題)

本県では、行財政改革の柱の一つに「県が設置する『公の施設』の見直し」を掲げ、県直営 21 施設について平成 17 年 12 月から平成 19 年 8 月にかけて、民間有識者等による「公の施設のあり方検討部会」を設置し、“必要性・有効性”の視点からあり方を検討。平成 19 年 11 月に各施設の見直し方針を決定し、順次これを実行に移している。

一方、直営以外の施設については、平成 18 年度から指定管理者制度を本格導入。

各指定管理者によるサービス向上等経営努力の結果、制度導入による効果が現れているが、将来にわたって県民の多様なニーズに対応していくためには、老朽化への対応をはじめ、これまで以上の経費負担が予想されるなど、課題も残されている。

このため、県直営施設に続き、指定管理者施設についても、これまで各施設が担ってきた機能や役割を今一度検証した上で、個々の施設を取り巻く環境の変化にも留意しながら、「県の政策における重要度」や「県と市町・民間との役割分担」などの観点から、改めて“施設そのものの必要性”についての検討(=あり方の見直し)を行うこととする。



2 対象施設

県が設置する公の施設のうち、指定管理者制度を導入している 25 施設（別紙のとおり）

〔県直営施設のあり方の見直し方針に基づき、平成 21 年 4 月から新たに制度を導入した生涯学習センター等の 5 施設については、今回の検討対象から除外する。〕

3 見直しの方法

民間有識者で構成する「公の施設のあり方検討委員会」を設置し、公の施設（指定管理者制度導入施設）のあり方について、地域のニーズや意見などにも配慮しながら、幅広い視点から検討を行い、行政改革・地方分権推進本部（本部長：副知事）に検討結果を報告する。

検討結果については、パブリック・コメントにより広く県民一般の意見も聴取した上で、同本部において県としての見直し方針を決定する。

(別紙)

対 象 施 設 一 覧

	施 設 名	所 管 課	指 定 管 理 者 名	備 考
1	女性総合センター	男女参画課	(財)えひめ女性財団	
2	体験型環境学習センター	環境政策課	イヨテツケーターサービス(株)	
3	宇和海自然ふれあい館	自然保護課	愛南町	
4	総合社会福祉会館	保健福祉課	愛媛県社会福祉協議会	
5	ファミリーハウスあい	健康増進課	NPO 法人ラ・ファミリエ	
6	こどもの城	子育て支援課	イヨテツケーターサービス(株)	
7	母子生活支援センター	子育て支援課	愛媛県社会福祉事業団	
8	身体障害者福祉センター	障害福祉課	愛媛県社会福祉事業団	
9	障害者更生センター	障害福祉課	愛媛県社会福祉事業団	
10	視聴覚福祉センター	障害福祉課	愛媛県社会福祉事業団	
11	在宅介護研修センター	長寿介護課	NPO 法人愛と心えひめ	
12	国際貿易センター	産業政策課	愛媛エフ・エー・ゼット(株)	
13	植物くん蒸所	産業政策課	愛媛エフ・エー・ゼット(株)	
14	テクノプラザ愛媛	産業創出課	(財)えひめ産業振興財団	
15	産業情報センター	産業創出課	(財)えひめ産業振興財団	
16	物産観光センター	観光物産課	愛媛県物産観光センター管理コンソーシアム	
17	森林公園	森林整備課	愛媛県森林組合連合会	
18	松山観光港ターミナル	港湾海岸課	松山観光港ターミナル(株)	
19	南予レクリエーション都市公園	都市整備課	南レク(株)	
20	道後公園	都市整備課	コンソーシアムGENKI	
21	総合運動公園	都市整備課	(財)愛媛県スポーツ振興事業団	
22	とべ動物園	都市整備課	(財)愛媛県動物園協会	
23	県民文化会館	文化振興課	(財)愛媛県文化振興財団	
24	生活文化センター	文化振興課	(株)ウイン	
25	武道館	保健スポーツ課	(財)愛媛県スポーツ振興事業団	

愛媛県公の施設のあり方検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 愛媛県が設置する公の施設のあり方を検討するため、愛媛県公の施設のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を愛媛県行政改革・地方分権推進本部本部長（以下「本部長」という。）に報告する。

- (1) 県が設置する公の施設（本部長が指定するものに限る。）のあり方に関する事項
- (2) その他必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員7人以内をもって組織する。

- 2 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代行する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1回目の会議は本部長が招集する。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

（解散）

第5条 委員会は、その任務が達成されたときに解散する。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、総務部新行政推進局行政システム改革課において処理する。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月17日から施行する。
- 2 愛媛県公の施設のあり方検討部会設置要綱（平成17年10月27日制定）は、廃止する。

愛媛県公の施設のあり方検討委員会委員名簿

氏 名	所 属
兼 平 裕 子	愛媛大学 法文学部 准教授
北 田 隆	監査法人トーマツ 松山事務所長
妹 尾 克 敏	松山大学 法学部長
浜 野 勝 久	(株)日本交通社 代表取締役会長
原 正 恒	(株)いよぎん地域経済研究センター 取締役社長
三 好 慶 子	(株)ミウラチャレンディ 代表取締役
山 本 由美子	NPO法人子育てネットワークえひめ 代表理事

(5 0 音順、敬称略)